平成２６年（再イ）第４号
徳島県徳島市新浜町２丁目３番７号
再生債務者　矢野　浩一
1　決議に付する再生計画案　平成26年５月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年７月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月15日まで
平成26年６月17日　　徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第５２号
岡山市北区西長瀬1218番地３
再生債務者　難波　益雄
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年６月17日
岡山地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第４号
新潟県新発田市上今泉甲229番地
再生債務者　坂場　安雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年７月８日まで
平成26年６月17日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（再ロ）第１号
山梨県上野原市鶴島3270番地17
再生債務者　山上　勝久
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年６月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年７月８日まで
平成26年６月16日
甲府地方裁判所都留支部民事係

平成２６年（再ロ）第３号
埼玉県狭山市大字東三ツ木５番地の25
再生債務者　佐野徳次郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年７月17日まで
平成26年６月16日
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１１号
福岡市早良区高取１丁目２番21―402号
再生債務者　牧野　昭広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第４号
山梨県南アルプス市上八田610番地２
再生債務者　小野　敏喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月16日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（再ロ）第２号
熊本県八代郡氷川町宮原300番地７
再生債務者　堀江　美紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月16日　熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（再ロ）第１０００３号
東京都北区滝野川４―17―４
再生債務者　岩倉　淳一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第５１号
大阪府守口市八雲中町１丁目６番５号
再生債務者　前田　朋也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第１号
さいたま市桜区山久保２丁目16番１号308
再生債務者　松田　敏弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月17日
さいたま地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告
左記連合会は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両連合会の通常総会の承認決議は平成二十六年六月二十四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
平成二十六年六月二十五日
東京都中央区日本橋浜町二丁目一一番二号
（甲）全日本火災共済協同組合連合会
会長　川瀬　重雄
東京都中央区日本橋浜町二丁目一一番二号
（乙）全国中小企業共済協同組合連合会
会長　川瀬　重雄

合併公告
左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.cocokarafine.co.jp/healthcare
（乙）http://www.kojido.co.jp

平成二十六年六月二十五日
横浜市港北区新横浜三丁目一七番六号
（甲）株式会社ココカラファイン
代表取締役　石橋　一郎
東京都世田谷区赤堤三丁目三番五号
（乙）株式会社光琴堂
代表取締役　渡邊　明

合併公告
左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺ及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月四日
掲載頁　五十頁（号外第一二四号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
（丙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年六月二十五日
愛知県豊川市諏訪三丁目六二番地
（甲）株式会社諏訪圏
代表取締役　伊藤　佳代
愛知県豊川市諏訪三丁目六二番地
（乙）有限会社キスム
代表取締役　伊藤　佳代
愛知県豊川市諏訪三丁目六二番地
（丙）タチバナ産業有限会社
代表取締役　伊藤　佳代

合併公告
左記組合は合併して甲はＺの権利義務全部を継して存続しＺは解散することにいたしましたので公告します。
合併の効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月十九日に終了しております。
この合併に対し異議のある契約者及び債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
平成二十六年六月二十五日
和歌山県和歌山市駿河町一六番地
（甲）和歌山県火災共済協同組合
代表理事　北浦　性次
和歌山県和歌山市駿河町一六番地
（乙）和歌山県中小企業共済協同組合
代表理事　北浦　性次